

令和6年5月8日

特別徴収納税義務者様

益田市総務部税務課

個人市県民税の定額減税について

平素は益田市税務行政に格別なるご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、国の経済対策の一環として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人市県民税において定額減税が実施されることとなりました。

本来であれば税額通知書（納税義務者用）にて制度概要を説明させていただくところではありますが、様式の都合上、記載することが困難な状態となっています。大変ご不便をおかけ申し訳ありません。

個人市県民税の定額減税の概要は以下のとおりとなっております。

対象となる方

○前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人市県民税所得割の納税義務者

（均等割のみの納税義務者の方は対象となりません。）

減税額

○本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

- ・定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ・同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ・控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人市県民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

○給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収されず、
定額減税「後」の税額が
令和6年7月分～令和7年5月分
の11か月で均されます。
- 定額減税の対象とならない納税



義務者の方（合計所得金額1,805万円超の納税義務者、均等割のみの納税義務者）

については、通常通り6月分から徴収されます。

その他

- 減税額については、特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。

給付金の詳細は内閣官房ホームページ

「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。

（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>）

- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参考ください。（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）

※ご不明な点がありましたら、益田市役所総務部税務課（TEL0856-31-0609）までお問い合わせください